

諮問番号：令和4年度諮問第 1号  
答申番号：令和4年度答申第24号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年9月19日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく就職支度費の保護申請却下決定処分（以下「本件処分1」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は棄却すべきである。

また、処分庁が同日付けで行った法に基づく就労活動促進費の保護申請却下決定処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、認容すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

##### (1) 本件処分1について

就職活動及び早期の再就職に際しては、面接時にスーツで取り組むことが社会人としての最低限必要なマナーである。就職支度費が支給されなければ、職業訓練により取得した資格が無駄になる。

審査請求人は、障害者であり、生活保護の受給期間が長いことのハンデを補うためには就職支度費が必要である。

##### (2) 本件処分2について

身体の自己管理は、4年前から社会人として再就職を計画し、審査請求人ができる職業について、かかりつけ医師から指導及び許可を得ている。就労活動促進費が認められなければ、生業扶助（自立支援）とは名ばかりと言える。

この事案において、処分庁は、申請者に対して説明責任があるべきもので、審査内容は審査請求人に対し教示（法的文言であっても申請者が理解できる言葉や文書）を示すことが処分庁としての責任である。

##### (3) 以上より、本件処分1及び本件処分2（以下、併せて「本件処分」という。）の取消しを求める。

## 2 審査庁

本件審査請求1及び本件審査請求2(以下、併せて「本件審査請求」という。)は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、令和元年8月19日に審査請求人が行った、就職支度費の支給を求める申請(以下「本件申請1」という。)について、就労が確定しておらず、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の8(3)の要件に該当しないとして本件処分1を行ったこと、また、同日に審査請求人が行った就労活動促進費の支給を求める申請(以下「本件申請2」といい、本件申請1と併せて「本件申請」という。)について、離職期間や病状により、局長通知第7の2(9)ア(ア)の早期に就労による保護脱却が可能とは判断できないとして本件処分2を行ったことが認められる。

#### (2) 本件処分1について

審査請求人は、就職活動及び早期の再就職に際しては、面接時にスーツで取り組むことが社会人としての最低限必要なマナーであること、支給されなければ職業訓練により取得した資格が無駄になること、障害者であり、生活保護の受給期間が長いことのハンデを補うためには衣類の購入が必要であること等を主張している。

しかしながら、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請の後の令和元年9月4日に求職活動の状況について報告しており、その内容によれば、当該報告の時点において就職先が確定していないことが認められる。

局長通知第7の8(3)のとおり、就職支度費については、就職の確定した被保護者に対し計上することとされており、審査請求人についてはこれに該当しないことから、処分庁が本件申請1を却下したことは妥当であり、審査請求人の主張は認められない。

#### (3) 本件処分2について

審査請求人は、身体の自己管理は4年前から社会人として再就職を計画し、審査請求人ができる職業についてかかりつけ医師から指導及び許可を得ていること等を主張している。

処分庁は、審査請求人に対する援助方針については、保護開始時点において、審査請求人の病状等を踏まえ、療養指導としていたことが認められる。その後、主治医への病状照会の結果、「1日4時間、週4日程度の仕事は可能」との意見を受け、平成31年2月より援助方針を就労指導に変更し、審査請求人の就労への意思を踏まえた上で、病状に見合った就労を援助することとしていることが認められる。

また、処分庁は、審査請求人が長期間就労していなかったことから、短期間の就労から始めるよう助言していた経過も認められ、これらの経過からすると、処分庁は、審査請求人に対し、就労指導を行っていたものの、早期に就労による保護脱却が可能であるとは判断せず、審査請求人の病状等を踏まえた就労支援を行っていたものと認められる。

処分庁は、審査請求人から本件申請2を受け、改めて審査請求人に対し求職活動状況等について聴取を行い、ケース診断会議において検討したところ、これまでの就労指導の状況や審査請求人の病状等を踏まえ、早期に就労による保護脱却が可能とは判断できないとしたものであり、これらの判断及び手続に違法又は不当な点は見当たらない。

(4) よって、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、取り消すべき違法又は不当があるとは認められない。

なお、審査請求人は、処分庁は申請者に対し説明責任があり、法的文言であっても申請者が理解できる言葉や文書を示す必要があること等を主張しているが、処分庁においては、被保護者に対し処分を行うにあたって、処分の理由について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

(5) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年4月18日	諮問書の受領
令和4年4月22日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限: 5月13日 口頭意見陳述申立期限: 5月13日
令和4年5月30日	第1回審議
令和4年6月 1日	審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書: 令和4年7月8日付け〇〇〇第90号。以下「処分庁回答書」という。)
令和4年6月27日	第2回審議

令和4年8月 2日 第3回審議  
令和4年8月29日 第4回審議  
令和4年9月26日 第5回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (4) 法第17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」と定め、第1号において、「生業に必要な資金、器具又は資料」、第2号において、「生業に必要な技能の修得」、第3号において、「就労のために必要なもの」と定めている。
- (5) 局長通知第7の2(9)は、就労活動促進費について、次のとおり記している。

「ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(ア) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

(イ) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

- a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること（中略）。

c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること（中略）。

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせ、原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

(a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

・公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（中略）

・求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは1回に限り対象とする。）

(b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（中略）

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発0329第30号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで（最長1年まで）延長できるものとする。

エ 支給は、本人の申請に基づき、局〔局長通知〕第7の2の(9)のAに定める要件を確認の上、行うこと。

オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認す

ること。

カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りではない。」

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

(6) 局長通知第7の8(3)は、就職支度費について、「就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。」と記している。

(7) 就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成25年局長通知」という。）の「1 趣旨」では、「(前略) 保護開始後から早期脱却を目指し、一定期間を活動期間と定め、本人の同意を得た上で、その活動期間内に行う就労自立に向けた具体的な活動内容とその活動を計画的に取り組むことについて、保護の実施機関と双方とで確認をする。その確認内容に基づき、保護の実施機関は、その期間内に保護脱却できるよう、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行うことによって被保護者の就労による自立を促進するものである。」と、「2 対象者」では、支援の対象者について、「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者（保護開始時点では就労困難と判断された者が、その後、就労可能と認められるようになった場合にはその者も含む。また、保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる場合であっても、本支援を行うことが特に必要と判断した場合にはその者も含む。）（後略）」と記している。

なお、平成25年局長通知は、処理基準である。

(8) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問92の答は、局長通知第7の2(9)ア(ア)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」について、平成25年局長通知の2に定める対象者のうち、「現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者を



自宅を訪問し、療養指導を行った。

同日付けのケース記録票には、「5 指導事項・特記事項」の欄に「(主) [審査請求人] 自身の就労の意欲は高いが、まず現在通っているクリニック [Aクリニック] への通院を今後も継続すること、医師と相談しながら進めることを助言した。」と、「6 今後の援助方針 変更なし」と記載されている。

(6) 平成30年7月31日、審査請求人は処分庁を訪問した。

同日付けのケース記録票には、「(前略) 就労についての相談。(主)、就労意欲あり仕事を探していきたい、と。現在、〇〇〇〇〇〇〇症のため(中略) [Aクリニック] でのミーティングに週2回継続して通院中。ミーティングへ出席するようになって1年が経過し、そろそろ仕事をしたいと考えている。(中略) (主) へは、一般就労・障がい者枠での就労・障福サービスによる訓練等給付の利用についてそれぞれ説明。(後略)」と記載されている。

(7) 平成30年8月28日、審査請求人は処分庁を訪問した。

同日付けのケース記録票には、「(前略) 前回同様、就労についての相談。就労支援を受けたい、とのこと。(中略) (主) は(中略) [Aクリニック] へ通院中。(中略) 求職活動の際は現在の〇〇科通院状況や病状について必ず説明するように伝える。(中略) 就労の意志強いことから、総合就職サポートの利用を案内した。」と記載されている。

同日、審査請求人が処分庁に提出した「自立活動確認書」(以下「本件確認書」という。)の活動期間の欄には記載ははく、目標の欄には「自立」と記載され、就職希望の欄のうち就業形態には「パート」、勤務時間帯には「午後」、就労日数には「週2日」の項目にチェックが入っており、審査請求人の署名が記載されている。

(8) 平成30年9月3日付けのAクリニックの「診療状況について(回答)」には、「5 稼働能力 稼働能力あり(一日約4時間、週4日程度の仕事は可能) A型就労 [障害者総合支援法に基づき、事業者と雇用契約を締結する就労] から始めることが望ましい。」と記載されている。

同日付けのケース記録票には、「(前略) 病状照会回答より、(主) の就労の意志は一定尊重するが、自立支援給付の活用についても併せて徐々に促すこととする。」と記載されている。

(9) 平成30年10月25日、処分庁の担当者は、A型就労指導と療養指導のために審査請求人の自宅を訪問した。

同日のケース記録票の求職活動状況及び病状・通院状況の欄には、「職業訓練受講に向けてジョブカードを作成、10月22日に面接を受けた。10月29日に結果通知送付される予定。合格すれば11月5日に手続、13日に合同説明会を経て16日開講となる見込み。総サポ支援員より、開講まで



- (15) 令和元年5月8日、処分庁の担当者は、審査請求人の自宅を訪問した。  
同日付けのケース記録票には、「(前略) 訪問目的 就労指導 (能力に応じて) その他 (通院・ミーティング出席)」、「3 生活状況 (中略) 白内障左目4/16手術。(中略) 右目5/31手術予定 (後略)」、「4 求職活動状況 (中略) 目の手術等ひかえているが「療養専念するより、通院しながら1日数時間でも働き、収入を得る感覚を得たい」と (後略)」、「5 指導事項・特記事項 (中略) ・正規の就労に向け、すこしずつ就労の感覚をつかむために短時間の就労 etc 目指すよう伝える。」、「6 今後の援助方針 変更なし」と記載されている。
- (16) 令和元年8月7日、処分庁の担当者は、審査請求人と面談を行った。  
同日の面談支援報告書には、主な支援の欄の「就労面談」と「就労活動確認」の項目にチェックが付されている。
- (17) 令和元年8月19日、審査請求人は処分庁を訪れ、就職支度費と就労活動促進費の支給を求める「保護開始 (変更) 申請書 (以下「本件申請書」とう。) を提出し、本件申請を行った。  
同日付けのケース記録票には、「(前略) 就労支度費 [就職支度費] は「就職の確定した被保護者が就職のため直接必要とする洋服類 (中略) を要する場合」となっており、仕事が決まっていない段階で支給すべきものではない旨を説明。就労活動促進費についても前提条件や活動内容等について要件が定められている旨説明。(中略) これらについて保護手帳を示しながら説明を行った (中略) あわせて、申請権を阻害するものではない旨説明。(中略) 申請書の提出を希望されたため、申請書 [本件申請書] を受理し、あわせて別途CW [ケースワーカー] から連絡をすると伝える。」と記載されている。  
審査請求人が本件申請書とともに提出した「申請願」には、現在、4件の求人に応募している旨等が記載されている。
- (18) 令和元年9月4日、審査請求人は処分庁に対して、審査請求人が作成した様式による「就職活動報告書」(以下「本件就職活動報告書」という。) を提出した。  
本件就職活動報告書には、令和元年8月7日から同月30日までの間に、4社に応募し、面接を受けた旨、処分庁所管区域内のハローワークにおいて5回の職業相談を行い、1回の電話相談を行った旨、処分庁所管区域外のハローワークにおいて1回の求人検索を行った旨の他に「8月29日 (木) 就労支援 (面談・〇〇・〇〇 [処分庁を所管する市の就労支援担当])」と記載されている。  
同日付けのケース記録票には、「(前略) 就労支援担当 (中略) 係長同席のもと、求職活動状況について聴取を行う。(主) 自身で「就労活動報告書」 [本件就職活動報告書] を作成して持参される。求職活動は、術後眼鏡を作

成した8月6日以降開始。派遣登録を含め月6件平均週1～2回の求人応募を行っている。探している業務内容は事務やフォークリフトを使用するもので、パソコンスキルが向上するような職業を希望。保護自立可能な月15～16万円程度の収入を得ることが可能な案件を選んでいるとのこと。週1回総合就職サポート事業または（中略）〔処分庁所管区域内のハローワーク〕にて職業相談のほか、（中略）〔処分庁所管区域外のハローワーク〕に足を運び求人検索を行っているとのこと。（中略）聴取した内容をもとに、就労支度費及び就労活動促進費の支給可否について所内で検討する旨伝える。」と記載されている。

(19) 令和元年9月9日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同会議の記録票には、「(ケースの概要と問題点) (中略) 病状照会より稼働能力あり、「1日4時間、週4日程度の仕事が可能」「重量物を持たないこと」等の条件が付いている。就労意欲あり、平成30年9月より総合就職サポート事業利用開始。求職者支援訓練、疾病の治療を経て、8月より求職活動を開始している。この度(主)より、スーツ・履物の購入費として就労支度費、就職活動のために必要となる交通費・必要書類等の購入費として就労活動促進費の申請があった。(主)より求職活動状況を聴取したところ(中略)〔本件就職活動報告書の提出〕があった。現時点で、就労の内定は出ていない。(後略)」、「診断結果(内容及び結論)・就職支度費について、現時点で就労確定しておらず就労先でスーツの着用が必須である旨が確認できない。現状では、局〔局長通知〕第7-8-(3)の支給要件に該当していないため、申請を却下する。・就労活動促進費について、離職期間が10年を経過しており、病状照会からも「1日4時間、週4日程度の仕事が可能」「重量物を持たないこと」等の医師意見があるため、局第7-2-(9)-ア-ア)の「早期に就労による保護脱却が可能」とは判断できない。そのため、申請を却下する。」と記載されている。

(20) 令和元年9月19日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分1の通知書には、却下の理由の欄に「現在就労が確定しておらず、局〔局長通知〕第7-8-(3)の「就職の確定した被保護者が就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合」に該当しないため。」と記載されている。

また、本件処分2の通知書には、却下の理由の欄に「離職期間や病状より、局第7-2-(9)-ア-ア)の「早期に就労による保護脱却が可能」とは判断できないため。」と記載されている。

(21) 令和元年9月20日、審査請求人は、処分庁を訪問した。

同日付けのケース記録票には、「(前略) 就労支度費・就労活動促進費について、結果がどうなったか?と。送付する決定通知にて確認してほしいが、

両申請について却下となる旨伝える。理由について尋ねられたため、就労支度費については「就労が確定していないため」、就労活動促進費については「病状や長期離職期間があることより早期の就労が見込まれると所〔処分庁〕として判断できないため」、と伝える。併せて、就労の感覚を取り戻すため短時間の就労から開始し、就労に慣れた後フルタイムの仕事等で自立を目指すことを提案する。(後略)」と記載されている。

(22) 令和元年10月1日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

#### (1) 本件処分1について

保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。

そして、就職支度費については、前記1(6)のとおり、局長通知第7の8(3)において、就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上することと記されている。

審査請求人は、就職活動及び早期の再就職に際しては、面接時にスーツで取り組むことが社会人としての最低限必要なマナーである旨等主張する。

しかしながら、前記2(18)のとおり、本件申請の後の令和元年9月4日に審査請求人は、本件就職活動報告書を処分庁に提出しており、その内容によれば、就職先が確定していないことが認められる。また、本件の事件記録からは、審査請求人には面接時にスーツで取り組む必要があったとの特段の事情は確認できない。

したがって、処分庁が、上記局長通知に照らして、本件処分の時点において、審査請求人については就職支度費の支給要件に該当しないと判断したことに不合理な点は認められない。

以上により、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

#### (2) 本件処分2について

ア 前記1(7)のとおり、平成25年局長通知では、保護開始後から早期脱却を目指し、一定期間を活動期間と定め、本人の同意を得た上で、その活動期間内に行う就労自立に向けた具体的な活動内容とその活動を計画的に取り組むことについて、保護の実施機関と被保護者が双方で確認し、その確認内容に基づき、保護の実施機関が、その期間内に保護脱却できるよう、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行うことによって被保護者の就労による自立を促進するものとされている。

また、就労活動促進費は、こうした早期脱却に向けた集中的な就労支援

と合わせて、自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対し、その活動内容や頻度等を踏まえて就労活動に必要な経費の一部を支給することで就労活動のインセンティブを与えるものであり、局長通知に基づき実施されているものである。

さらに、就労活動促進費は、前記1（5）のとおり、局長通知第7の2（9）ア（ア）に定める「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」であること（以下「対象者要件」という。）、かつ、同第7の2（9）ア（イ）に定める活動要件（以下「活動要件」という。）を満たすことが必要とされている。

イ 本件についてみると、前記2（7）のとおり、平成30年8月28日に審査請求人が提出した本件確認書には、審査請求人の署名はあるものの、活動期間の記載はない。また、本件確認書からは、処分庁が審査請求人の支援を開始することを決定したことは確認できず、本件申請2が、前記ア記載の就労促進活動費として、処分庁と審査請求人が双方で確認しその確認内容に基づきなされたものか否か判然としない。

また、前記2（13）のとおり、平成31年2月18日、処分庁は、今後の援助方針をそれまでの療養指導から就労指導へ変更する際に、審査請求人の病状に見合った就労を援助することとしていることから、必ずしも審査請求人に対して、早期脱却に向けた集中的な就労支援が必要であると判断していたと見ることはできない。

しかしながら、前記2（18）のとおり、審査請求人が令和元年8月分の本件就職活動報告書を提出した際に、処分庁は、求職活動状況について聴取を行った上で、聴取した内容を基に就労活動促進費の支給可否について検討する旨、審査請求人に伝えていることから、本件申請2は、局長通知第7の2（9）に示された就労活動促進費にかかる支給申請であることを前提として、以下判断する。

ウ 対象者要件については、前記1（5）のとおり、局長通知第7の2（9）ア（ア）は、早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者と記している。

本件についてみると、前記2（19）のとおり、処分庁はケース診断会議において、審査請求人の離職期間が10年を経過していること及び平成31年2月18日に援助方針を就労支援に変更するに当たって参照したAクリニック回答及びC病院回答をもって、局長通知第7の2（9）ア（ア）の「早期に就労による保護脱却が可能」とは判断できないとして、本件申請2を却下したことが認められる。

しかしながら、前記1（8）のとおり、課長通知には、「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とは、「現に就労している被

保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。」と記されているが、対象者要件を検討するにあたり離職期間を考慮すべきことが処理基準には明示されていないことに鑑み、特段の事情のない限りは離職期間を考慮する必要はないとするのが相当である。

また、Aクリニック回答とC病院回答以降に病状照会を行った否かについて、当審査会が処分庁に行った質問に対して、処分庁は、Aクリニック回答及びC病院回答以降に稼働能力を確認するための病状照会を行わずとも、審査請求人の稼働能力を客観的に判断する材料を持ち合せていたため、改めて医療照会を行っていない旨回答している。しかしながら、最終の病状照会の回答からは約10か月が経過していることから、審査請求人の稼働能力が変動していることも否定し得ない。さらに、週4日の1日当たり4時間の就労や重量物を持たない就労であれば、早期に就労による保護脱却が可能であると判断することもできる。

したがって、早期に就労による保護脱却が可能とは判断できないとした処分庁の判断を直ちに首肯することはできず、対象者要件の検討において、調査が十分であったのか疑問が残る。

エ 次に活動要件については、前記1(5)のとおり、局長通知第7の2(9)ア(イ)に具体的に示されているが、前記2(18)のとおり、本件就職活動報告書は、審査請求人が作成した様式であるため、活動要件に該当する就職活動かどうか、直ちに判別できない記載も含まれる。

ただし、本件就職活動報告書によると、審査請求人は4社の面接を受け、ハローワークにおける求職活動として5回の職業相談を行っているなど、活動要件に該当する活動を一定程度行っていることが確認できる。また、本件就職活動報告書が提出された同日のケース記録票の記載から、処分庁は、審査請求人の求職活動として、派遣登録を含め月6件平均週1から2回の求人応募を行っていることや週1回総合就職サポート事業又はハローワークで求人検索を行っていることも前提としていることが伺える。さらに、前記2(16)のとおり、令和元年8月7日に行われた処分庁担当者と審査請求人との就労面談は、前記1(5)の局長通知第7の2(9)ア(イ)cに示された面接であると評価することもできる。

なお、前記1(9)のとおり、問答集問7の168の答では、月の途中から求職活動を開始した場合の活動要件の考え方が示されており、この考え方に照らすと、例えば職業相談については、1か月あたりに換算すると6回程度行っていると見ることができる。

とすれば、審査請求人の行った令和元年8月の求職活動は、活動要件に該当する可能性が十分に考えられると言うべきである。

加えて、処分庁は、前記2（18）のとおり、審査請求人の求職状況について聴取内容をもとに就労活動促進費の支給の可否を検討する旨を審査請求人に対して伝えている。

にもかかわらず、前記2（19）のとおり、処分庁は、ケース診断会議においては就職活動状況を一切検討することなく、対象者要件に該当しないとして本件申請2を却下する判断をしたことが認められる。

そうすると、本件申請2の支給の可否を判断するにあたって、処分庁が、自ら積極的に就労活動に取り組んでいる審査請求人の本件求職活動状況報告書の内容を検討しなかった点において、社会通念上少なからず妥当性を欠くものであったと言わざるを得ない。

オ 以上のことから、本件処分2は、対象者要件に該当しないとした処分庁の判断を直ちに首肯できないところ、令和元年8月分の就職活動状況という考慮すべき事項が考慮されていない点において、違法又は不当であり、取り消されるべきである。

(3) 以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分1については違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求1は棄却すべきである。

また、本件審査請求のうち、本件処分2については違法又は不当であり、取り消されるべきであるため、本件審査請求2は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 衣笠 葉子